

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援 特別給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。申請期限は2月28日(火)までですので、該当する人は忘れずに申請してください。

子育て支援課 (☎ 82-1175)

支給対象者	■ひとり親世帯 次の① ②のいずれかに該当する人 ①公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない人(公的年金等：遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等) ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている人 ■ひとり親以外の子育て世帯 令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満)※1を養育している人で、次の① ②のいずれかに該当する人 ※1) 令和5年2月末までに生まれる新生児も対象となります。 ①令和4年度分の住民税均等割が非課税の人 ②新型コロナウイルス感染症の影響により住民税均等割が非課税相当の収入になった人 ※今年度すでにこの給付金を受け取られた人は申請できません。
申請期限	令和5年2月28日(火)
支給額	児童1人当たり一律5万円
申請方法	子育て支援課窓口に持参または郵送により申請してください。 ※申請書は市ホームページからダウンロードすることもできます。 ※必要書類は子育て支援課へお問い合わせください。
問い合わせ先	子育て支援課(申請に関すること) (☎ 82-1175) 平日 8:30 ~ 17:15 厚生労働省コールセンター(制度に関すること) (☎ 0120-400-903) 平日 9:00 ~ 18:00

商品券(スマイルチケット)の使用期限は2月28日(火)までです

商品券(スマイルチケット)の使用期限が残り1か月となりました。期限を過ぎると商品券は使用できません。また商品券は、現金(電子マネーを含む)との引換えができませんので、期限までに使用してください。商工労働課 (☎ 82-1150)



使用期限は
2月28日(火)まで!

お忘れなく!